

神戸市公立大学法人職員定年規則

2025年 7 月 1 日

規則第 4 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 定年制度（第 2 条―第 3 条）

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制（第 4 条―第 8 条）

第 4 章 定年前再雇用短時間勤務制度等（第 9 条―第 10 条）

第 5 章 雑則（第 11 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、神戸市公立大学法人職員就業規則（2023 年 4 月規則第 28 号。以下「就業規則」という。）第 16 条の規定に基づき、職員の定年に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 定年制度

（定年による退職）

第 2 条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

（定年）

第 3 条 職員の定年は、年齢 65 歳とする。

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認められる職員の定年については、別に定めることができる。

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第 4 条 理事長は、管理監督職を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職上限年齢に達している職員について、異動期間（当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の 4 月 1 日までの間をいう。）に、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職（以下、これらの職を「他の職」という。）への降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（第 7 条において「降任等」という。）をするものとする。

2 前項で定める職は、神戸市公立大学法人給与規則（2023 年 4 月規則第 48 号。以下「給与規則」という。）第 19 条第 2 項第 2 号から第 5 号に掲げる職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第 5 条 前条第 1 項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、次の各号に掲げる職において、当該各号に掲げる年齢とする。

(1) 給与規則第 19 条第 2 項第 2 号から第 4 号までの職 60 歳

(2) 給与規則第 19 条第 2 項第 5 号の職 63 歳

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第 6 条 理事長は、他の職への降任又は転任（以下、「他の職への降任等」という。）をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日から起算して 1 年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず業務の運営に著しい支障が生ずること

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への後任等による欠員を容易に補充することができず業務の運営に著しい支障が生ずること

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により業務の運営に著しい支障が生ずること

2 理事長は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して 1 年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して 3 年を超えないことができる。

3 理事長は、第 1 項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降格等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降格等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間

の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降格し、若しくは転任することができる。

- 4 理事長は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第7条 理事長は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第8条 理事長は、第6条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再雇用短時間勤務制等

（定年前再雇用短時間勤務職員の雇用）

- 第9条 理事長は、次の各号に掲げる職に応じた当該各号に掲げる年齢に達した日以後に退職（期間を定めて雇用される職員を除く。）をした者（以下この条において「特定年齢以上退職者」という。）を、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、特定年齢以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めている者とした場合における定年退職日をいう。）を経過したものであるときは、この限りでない。

- (1) 事務職員 60 歳
- (2) 高等専門学校の教員 63 歳

（再雇用）

- 第10条 理事長は、大学の教員及び高等専門学校の校長で、就業規則第14条第1項第2号の規定により退職した者については、その者の知識及び経験を考慮し、業務の効

率的な運営を確保するために必要があると認める場合に限り、再雇用するものとする。

第5章 雑則

第11条 この規則に定めるもののほか、定年に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、2025年7月1日から施行し、2025年4月1日から適用する。

(定年に関する経過措置)

2 2025年4月1日から2031年3月31日までの間において、大学の教員、高等専門学校校長及び高等専門学校の教員以外の職員に係る第3条の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65歳」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

2025年4月1日から2027年3月31日	62歳
2027年4月1日から2029年3月31日	63歳
2029年4月1日から2031年3月31日	64歳

3 2029年4月1日から2031年までの間において、高等専門学校の教員に係る第3条の適用については、次の表の左欄に応じ、同条中「65歳」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。

2029年4月1日から2031年3月31日	64歳
-----------------------	-----

(定義)

4 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暫定再雇用職員 附則第5項により採用された職員をいう。

(2) 旧就業規則 2025年4月1日適用前の神戸市公立大学法人職員就業規則(2023年4月規則第28号)をいう。

(3) 従来定年 次の各号に掲げる職員における各号に規定する定年をいう。

ア 大学の教員 65歳

イ 高等専門学校の教員 63歳

ウ 事務職員 60歳

(4) 定年規則定年 第3条に規定する定年をいう。

(5) 特定年齢到達年度の末日 年齢65歳に達する日以後における最初の3月31日をいう。

(定年退職者等の再雇用に関する経過措置)

5 理事長は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、従来定年に達している者を、1年を超えない範囲内で期間を定め、採用することができる。

(1) 施行日前に、従来定年により退職した者

- (2) 施行日の前日に、再雇用（旧就業規則第17条の規定により採用することをいう。ただし、同条第2号のものに限る。）されているもの
- 6 2032年3月31日までの間、理事長は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、定年規則定年に達している者を、1年を超えない範囲内で期間を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
 - (1) 定年規則第2条の規定により退職した者
 - (2) 定年規則第9条の規定により採用された者のうち、定年規則定年に達したことにより退職した者
- 7 暫定再雇用職員の契約期間は1年以内とし、個別に定める。
- 8 契約期間の満了後において当該労働契約を更新することがあるときは、当該労働契約の締結時に更新の可能性及び判断基準を通知するものとする。
- 9 前項の規定により更新するときであっても、当該期間の末日は、更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。